

令和3年度第8回国立市人権・平和のまちづくり審議会

1. 日時 令和3年(2021年)11月15日(月)午後4時～6時
2. 場所 国立市役所 委員会室
3. 出席者 委員7名
委員 炭谷委員(会長)、古川委員(副会長)、大島委員、神田委員、藤沢委員、三井委員、
呂委員
事務局 4名(松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、岩元主任、庄司主事)

【炭谷会長】 それでは、開始させていただきたいと思います。本日も換気のために、途中休憩を入れるということでございます。本日は、押田委員と渡邊委員のお2人がご欠席です。

まず資料の確認を事務局からお願いします。

(資料確認)

【炭谷会長】 本日の審議の内容について確認したいと思います。初めに分野別人権課題の「様々な人権侵害」について、次回取り上げるテーマに関して皆様方のご意見を伺いたいと思います。その後、分野別人権課題の「子ども・若者」について、市の担当者から国立市の現状と課題をお話いただきます。

休憩を挟みまして、引き続き「子ども・若者」の課題について、川崎市にある子ども夢パークを運営しているNPO法人フリースペースたまりばの西野博之さんにお話を頂き、意見交換をしたいと思います。

まず議題1、次回に取り上げる分野別人権課題の「様々な人権侵害」についてです。1つのテーマを取り上げることになろうかと思いますが、これについて、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】 骨子案の段階で「様々な人権侵害」の中に、幾つかテーマが入っていたかと思います。アイヌの人々。犯罪被害者やその家族。北朝鮮による拉致問題。路上生活者。刑を終えて出所した人。職業差別。こういったテーマを書き出しておりました。前回の審議会では、職業差別について押田委員からお話していただきました。

今、挙げたテーマを全て取り上げたほうがいいのか、もしくは別のテーマのほうがいいのかというのは、また皆さんと議論させていただければと思うのですが、取り急ぎ、次回11月29日に予定している審議会では、事務局としてはアイヌもしくは刑を終えて出所した人、いずれかを取り上げたいと考えております。委員の皆様のご意見を伺えればと思います。

【炭谷会長】 それでは、ただいまのテーマについて、今、事務局ではアイヌの人々か、刑を終えた出所者、つまり更生保護ということですが、ご意見ございませんでしょうか。大島委員は保護司もされていて、この更生保護にも携わっていらっしゃると思いますが、いかがでしょうか。

【大島委員】 私としては、保護司としての立場というのがありますけれども、国立には更生保護施設があるのです。ですから、そういうところの現場で、最前線でやっている人たちにお越しいただくのがより真実味があるかなと思います。

【炭谷会長】 ありがとうございます。実は私は12月のはじめに東京更生保護施設連合会の記念行事に招かれまして、講演させてもらったのです。その模様については、毎日新聞の首都圏版で報道し

ていただきました。国立市の保護施設の方もご参加いただいたと思いますけれども、大変皆さん熱心に聞いていただきました。

古川委員、何かございますか。

【古川委員】ここに挙げられている人権課題はいずれも重要かと思うのですが、全ての人権課題を取り扱うというのも時間的には現実的ではないと思いますので、やはり関係性が高いところから取り上げたほうが理解しやすいのかなと思います。そういう意味では、刑を終えて出所された方に対する人権課題というのは、国立市においても多く生じるであろう問題かと思いますので、取り扱う内容としてはよろしいのではないかと考えます。

【炭谷会長】アイヌについては、一度押田委員に少しばかりご説明いただいたことがありましたね。他になければ、刑を終えた人について、差し当たってやってみるということではいかがでしょうか。国立市に更生保護施設があるようですから、そこの適切な方を選んでいただいて、ご報告していただくのも大変意味があるかなと思います。

【事務局】調整を図っていきたいと思います。次回2週間後になりますけれども、ぜひ現状、どういう課題を認識されているのか。またはなかなか施設自体の状況もイメージし切れないものもあると思いますので、この辺り調整を図らせていただきたいと思います。

【炭谷会長】それでは、次回は刑を終えて出所した人についてご検討いただくということで進めたいと思います。

次に議題2、分野別の人権課題「子ども・若者」について。まず子ども家庭部児童青少年課長の川島課長と、子ども家庭部施策推進担当課長の清水課長からお話を頂きたいと思います。

【川島課長】皆さん、こんにちは。子ども家庭部児童青少年課長の川島と申します。よろしく願いいたします。着座のままでご説明させていただきたいと思います。

まず、私から国立市で取り組んでおります外国人学校、これは主には朝鮮人学校になりますが、こちらの支援事業に関する取組について、ご紹介をさせていただきます。

朝鮮人学校といっても、主に未就学のお子さん向けの支援になっております。国立市では大きく分けて3つほど事業を行っておりまして、1つ目は、幼児教育推進補助金という補助金がございます。2点目は、国のほうの事業になるのですが、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動等への支援のあり方調査事業というのを受託いたしました。3つ目は、これも補助金の事業になりますが、多様な集団活動事業利用支援補助金です。これら3つの事業をご紹介します。

まず、最初の幼児教育推進補助金になります。令和元年10月に幼保無償化が開始となっておりますが、この開始に伴いまして、従前の私立の幼稚園、保護者補助金に市の上乗せ部分というのがございました。こちら第1子に対して月額3,300円の補助、第2子以降には、月額3,500円の補助を行ってございました。この中で無償化の対象とならない認可外の保育施設や外国人学校の幼稚部の保護者も対象にしております。

この事業開始までの流れですが、国立市では平成30年度から幼児教育推進プロジェクトという事業を開始しており、幼児教育にも力を入れてまいりました。さらに平成31年4月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を施行しております。こういった流れから全ての子どもたちに広く幼児教育を受けてもらいたいという思いから、無償化の対象とならなかった市民に対して、市独自で補助金を支給するものです。

2点目の、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動等への支援のあり方調査事業を受託

している件です。こちらは無償化の対象外となっている施設に対する支援策を国で検討するため、公募が行われました。西東京朝鮮第一初中級学校幼稚班が立川にある朝鮮人学校ですが、こちらの幼稚班の方から応募したい旨の申し出が市にございました。国立市としては、先ほどの幼児教育推進補助金事業を実施していることや、ほかの市で同様な制度が構築されていないことに鑑み、立川の朝鮮人学校を調査対象として国に応募を行い、令和2年度に調査対象事業として国から選定をされました。

調査の委託を受け検討委員会を設置しました。検討委員会には子ども家庭部の管理職、人権担当の管理職、幼児教育や人権に関する学識の方にもお入りいただきました。朝鮮人学校の現地視察ですとか、朝鮮人学校の職員の方、あるいは保護者の方へヒアリングも行わせていただいて、4回にわたって議論を重ね、報告書という形にまとめました。報告書は基本的には国からこういった調査をやってくださいということで、ある程度項目は定められておりますので、それらの基本項目を中心にまとめて、あとは市として独自の内容を入れ込みました。

基本項目は、国立市の状況ですとか、施設を無償化の対象とする場合の基準の選定ですとか、調査対象施設の概要、あるいはそこに通われているお子さんの保護者の意識などをまとめさせていただきました。あと国立市の独自の内容ですが、まず考え方の柱としては、子どもの権利条約の考え方を入れ込むとともに、国に対する意見として、全ての子どもたちが等しく自由に多様な教育を受けることができる環境の整備に向け、無償化制度の対象から外れる子どもたちを救えるように、制度改善の必要性について研究を行わせていただきました。

また、幼保無償化制度の原資が消費税であることに鑑み、公平性の観点からも朝鮮人学校等が外れてしまうことに大いに疑問が残り、保護者の目線からすれば、税金を自分の子どものために使うことができないという大きな失望感を与えることにもなるため、制度の改善を求めています。以上が調査事業の概要です。

最後に、多様な集団活動事業利用支援補助金事業です。これは令和3年度より国の事業として開始をしております。これも幼児教育保育無償化の対象とならない一定の要件を満たす施設に通う保護者に対して補助金を支給するものです。

国立市は、これまで外国人学校、朝鮮人学校への補助などを行ってきたため、他市に先がけて、制度設計をした上で、令和3年4月より制度を開始しております。こちらの事業は、子ども1人当たり月額2万円を限度として保護者に補助金を支給しております。国から対象施設の基準というのが示されており、おおむねその基準を満たしている必要があります。国立市は、先ほどの調査事業を通して朝鮮人学校の現地の見学を行っており、また基準についてもおおむね満たすことを確認していたため、スムーズに制度設計を行うことができました。

以上3点の取組を通して、外国人学校に通う子どもたちの教育を受ける権利を保障し、誰1人として取りこぼさないという考え方を持つソーシャル・インクルージョンの理念を掲げた国立市の人権・平和基本条例の理念を体現している形となっております。

また、子どもはみんな同じという考え方の下、自分たちの民族、あるいは自分たちのルーツを学びたいという外国にルーツを持つ方たちの多様な教育への支援について、ここも具体的な支援を行った上で教育を受ける権利を保障してまいりたいと考えております。

【炭谷会長】 ありがとうございます。それでは次に、清水課長、お願いします。

【清水課長】 子ども家庭部施策推進担当課長の清水と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼させていただきます。

現在国立市では「(仮称) 子ども基本条例」の令和5年4月施行に向けて検討を進めております。この条例では国立市において子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの権利について明確に示し、その認知を進めること。その上で全ての子どもが子どもの権利を全うし、自分らしく生きられることができて、自分らしく生きる大人へ成長する。これを支えるものとしたいと考えてございます。

また、自分自身の権利を侵害されたときに、全ての子どもの救済を保障する。具体的には全ての子どもが大人に対して支えを求めることができて、不服を申し立てることができる。そういったものとしたいと考えてございます。

国立市では平成15年に第一次子ども総合計画を、また23年に第二次総合計画を策定し、子どもの権利条例について検討するとしておりましたが、子どもの権利条約の啓発にとどまるものになっておりました。27年度策定の第三次子ども総合計画で、理念的な条例の策定よりむしろ実行性のある子どもの権利を守る体制づくりを推進する、また、子ども自身からの声を大切にしたい子ども参画の仕組みづくりが必要との方向性が確認されたのですが、これもまた施策の域にとどまってしまって、制度として構築できるに至っておりませんでした。

そういった中、子どもを取り巻く社会状況は非常に深刻化しているといえます。虐待報告の件数は増加していますし、貧困状態にある子どもの数も増えている。また、いじめや不登校、ひきこもり事例の顕在化、また自殺も増えているなど様々報告をされております。

こういった多くの課題が山積し、子どもたちが生きにくさを感じている。子どもが自分らしく生きて育つ権利が奪われてしまっている現状において、子どもの権利を守ることは喫緊の課題であろうと捉えまして、改めて条例制定が必要との認識に至っております。このことは、第三次子ども総合計画の中間評価を行っていただいた子ども総合計画審議会からも、子どもの権利を具体的に守ることを規定する条例の制定を求められております。

現在事務局では、人間の本質に基づく子どもの権利とは何かについて分析をしながら、子どもの権利条約の研究を行うとともに、子どもの権利条約の精神に基づきつつ、国立市というこのローカルな地域での、また現在、そして未来に適合する子どもの権利の定義であるとか、大人の関わり方について議論を深めるとともに、具体的に子ども自身から、大切なことは何か、守ってほしいことは何か、そういったことについてヒアリングを行っております。

条例を策定する上で、大切にしていきたい観点として、以下のような内容を考えております。

子どもの権利条約の精神にのっとりながら、現在生きる国立の子ども、また未来の国立の子どもの権利について担保できるものとしたいと考えております。

次に、子どもも大人と同じく、1人の権利の主体であること。そして、条例で子どもの権利に関してどのようなことを規定するのかを明確にした上で、子どもの困難さが顕在化しておりますので、そういったものを解決することに導く規範となる条例として考えたい。また、子どもの権利について、大人とは異なる子ども特有の権利であるという性格がございますので、そういったことを認識した上で条例に落とし込みたいと思っております。それは、子ども自身では行使できないことを大人に代替してもらおうといったこともあるかと思います。また、権利行使に当たっては、大人が子どもにとっていいだろうと勝手に行行使するのではなくて、子どもの主体的意思に基づくこと、自分自身の権利が適切に行行使されずに侵害されている場合に救済されること、そういった点を示していきたいと考えてございます。また、子ども参画意見表明権、子どもの権利侵害からの救済をしっかりと盛り込んでいくものとしたいと考えてございます。

現在、子どもたちにヒアリングを進めているところではございますが、冒頭申し上げましたように、令和5年4月の施行に向けて進めていきたいと考えてございます。

【炭谷会長】 ありがとうございます。大変意欲的に取り組んでいらっしゃる様子がよく分かったと思います。

私から条例についてお伺いしたいのですけれども、権利条約がありますよね。そのいわば実施法令という形で条例は位置づけられているのですか。

【清水課長】 子どもの権利条約については、日本が批准をしていますので、基本的には我々国立市も守ることは当然であります。世界的規模で紛争地域の課題といったことも盛り込まれた条約になっておりますので、ある意味遠く離れたもののように受け止められがちな部分があるかと思います。そのため、ローカルな国立市において抱えている現状の子どもたちの課題等にしっかりと関われる条例にしていきたいと考えております。

【炭谷会長】 どうもありがとうございます。それでは、三井委員、お願いいたします。

【三井委員】 2つ質問がありまして、まず子どものという中に、しょうがいを持つ子どもが含まれているのか。もう1つは、しょうがいを持つ子はなかなか意思表示が分かりづらいところがありますが、それを今現在では親に委ねられていると思うのですが、親と違う意見を持つ子どもも必ずいるはずなので、その部分をどう考えてやっていますか。

【清水課長】 ありがとうございます。最初の質問ですが、しょうがいのある子どもも当然子どもの中に含んでいます。

もう1つ、意思表示が分かりにくいという部分については、しょうがいがあるお子さんというのは特にそうかと思います。また、乳幼児も同じような課題はあるかと考えています。そういった部分について、どのようにというのは非常に難しいところで模索をしながら進めているところです。また、ワンステップかたつむりさんや滝乃川学園さん等にもヒアリングをさせていただき、今、放課後等デイサービスの施設にヒアリングをさせていただいているところですが、その中でもやはり大人の介護者の方を通じて回答いただく支援とか、お子さん自身に伝わらない、伝わりにくいという部分があっても、今後しっかりとヒアリングを続けながら、その課題について検証を進めていかないとはいけないなと考えています。

【三井委員】 ヒアリングというと、どんなことを聞いているのですか。

【清水課長】 ふだん自分がやりたいと思ったけれども、やれなかったことは何かとか、お家の中で、また学校の中で、生活をする中で、何か差別されるようなこと感じることはありますかとか、ままならないことに対して自分としてどう感じていますか。そういったことを、低学年の子、また高学年の子に伺っているところです。

【三井委員】 分かりました。

【炭谷会長】 では、大島委員、どうぞ。

【大島委員】 単純な質問なのですが、子どもは何歳から何歳までを対象にしていますか。

【清水課長】 必ず聞かれるところで、条例の中でもどう示すかということも内部でも議論しているところです。児童福祉法の中では、0歳から18歳と言われております。ただし、今、子ども家庭部の施策の中でも、母子保健のことを考えておりますので、妊娠をしたところから含めるのかということについても、慎重に進めていかなくてはいけないなと考えています。

【大島委員】 実は少年法も改正されて、特定少年とか、不思議な名前のものが出てきているので、

結構線引きは大変だと思うのですが、その辺を明確にしておかないと、かえってグレーゾーンができてしまう可能性が出ると思ったので、質問させていただきました。

【炭谷会長】 これは私個人からの意見なのですが、ぜひ強調していただきたいのは、やはり児童の最善の利益を確保すること。これが基本精神だと思うのですね。

2番目には、日本での児童をめぐるパターンリズム。保護者がどうしても支配しているわけですね。それを、児童が権利の主体ということをしっかりと位置付けてほしいのですね。

第3点は、児童をめぐる状況というのは大きく変化し、大変難しい問題がたくさん出ている。これをぜひ捉えた条例にしていきたい。例えば子どもの貧困の問題、児童虐待の急増、いじめやひきこもりはこのコロナ禍でさらに多くなりましたね。不登校も多くなった。こういう時代の変化に応じられるようなものにしていきたいということです。

【清水課長】 ご意見ありがとうございました。また3点目の部分も、私どもそのように考えております。これから新たに、今現在考えている課題よりもまた想像もつかないような課題が生まれてくるかもしれません。そういった部分についても対応ができる、対応していくことを示す条例にしたいと考えています。

ご指摘いただきました、児童虐待の増加であるとか、貧困の課題。またいじめ、ひきこもり、不登校。また自殺が増えているといったことについても、どのような形で表現をすることが子どもたちを守っていくものになるのか。条例をもとにして施策として展開していけるのか。そういったことも考えながら進めていきたいと考えています。ありがとうございました。

【藤沢委員】 子どもを主体にしてやっていくということなので、大変うれしく思っています。日本はやはり親の目線でみんなやっているわけですね。我々も含めてね。それでかなり今、立ち往生している。やはり子ども自身が主体になる回路がどう作れるかというのが、大きな課題なのだろうと思います。今、会長さんがおっしゃられたように格差が拡大して、世間でもマスコミでもそれほど言われていませんが、親や教師の目線ではどうにもならないような子どもの状態が蔓延している。これどうしたらいいのだろうかと。この審議会でも熱心にやられていることを我々も学んで、必要な提言ができればいいなと思っています。

その中で1つ気になるのは、子どもの意見をどこで掌握するのかということ。先ほど三井委員のお話で、しょうがい者の視点がどこに入るのだということもありました。

私、地域で子ども会をやっていたのです。30年前ですけど。子ども自身の自己表現の場であると同時に、子どもと密着したところで世話をしているみたいな、そんな場を部落の青年たちと社会教育担当と学校の先生方にも協力してもらって活動してきました。それが子どもの意見の聴取の場所になるかどうか、評価できるかどうか、いろいろこれは議論になるところですが、とにかくそういう活動はやはり必要なのだろうと思います。

中国から帰って来た、中国帰国者がいますよね。残留孤児といわれていました。その人たちは子どもを連れて帰って来たのですね。それが割と足立区は多かった。私の子どもの学校にもいて、言葉の問題もあって人間関係を築くのにもフォローが必要だったので、副担をつけてやっていました。

しかし、そのようにしても子どもは元気出ないということもある。我々もほうの子ども会で餃子を作って売って、資金稼ぎをやったというようなこともありました。

その中のある子どもを呼んで来て、教員の前で話をしてよと言ったら、開口一番、「俺は日本人を全部ぶっ殺したい」ということを言っていたようです。そんな子どもたちの世界を考えると、子どもた

ちの主体性はどこで育てられるのかというのが1つあります。今、いわゆる地域の子ども育成会とはまた違って、育成会が悪いとは言わないのですが、若い者が子どもと一緒に何かをやる、そういう子どもの身近なところで寄り添える子ども会みたいな取組は、国立市内にはあるのでしょうか。

【清水課長】 現状の国立市内の子ども会の状況というところ、詳しいところは正直理解できていないところがありますが、地区育成会というのが、小学校区の第八小学校まで活動してございます。各育成会でお楽しみのキャンプをやったり、高尾山に登りに行ったりとか、スポーツをやったりとか、魚のつかみ取りとか、そんなこともやっていただいています。それ以外にも町内会は当然別々にございまして、それぞれの大人の自治会のほうに付随している子ども会の活動をされているところもあります。ただ、町内会がないエリアも国立の場合はありますので、そういったところだと、子どもを対象とした活動は把握できていません。

もう1つ、その子ども会は、地域の大人の方たちが子どものためにということで、自主的に動いてくださっている部分が多いので、その価値は非常に高いと思っております。ただ、子どもたちが実際に何を求めて、どんなことをやりたいかということと、大人たちが与えたいものというのは若干ミスマッチする部分もあるかもしれません。マッチしている部分は当然に尊重しつつ、ミスマッチする部分があれば、子どもたちが自分たちでもこういうことをやりたいのだ、こういうことを体験したいのだということを言っていただきながら、育成会であったり、子ども会であったりが運営されるような雰囲気というのを、この条例ができていく過程の中で、大人の方たちにも伝わっていく形を目指していきたいと考えてございます。

【炭谷会長】 ありがとうございます。それでは、ここで10分程度休憩をとりたいと思います。

(休憩)

【炭谷会長】 それでは、再開します。

議題の2番目の「子ども・若者」の人権課題について、川崎市にある子ども夢パークを運営されているNPO法人フリースペースたまりば理事長の西野博之さんからお話を頂きます。ご説明は30分程度でお願いいたします。

【西野氏】 皆さん、こんにちは。西野と申します。よろしくお願いします。

私は、何らかの理由で学校の中に自分の居場所をみつけにくくなった不登校と呼ばれる子どもたちの居場所づくりに、35年前から関わってきた人間です。91年にフリースペースたまりばという場所を開設して、今年30周年を迎えています。

1998年から川崎で子ども権利条例を作るときの調査研究委員会の世話人の1人として条例の策定に関わりました。2001年4月に施行されたので、今年、権利条例施行20周年を迎えています。

条例の具現化を目指して、これを絵に描いた餅にしないように子どもたちの居場所を創ろうということになり、川崎市子ども夢パークというのを、工場跡地に土を入れて、木を植えて作ってきました。2003年にオープンし18年たちました。2006年から今年の3月まで15年間この夢パークの所長を務めさせていただきました。現在はアドバイザーです。国の文科省の委員や県の委員をしてきましたけれども、現在、日本ユニセフ協会子どもにやさしいまちづくり事業の委員等もしています。

限られた時間なので、途中急ぎ足で飛ばしたりするかもしれません。今日資料を印刷していただいたので、後で御覧いただけたらと思います。

コロナの中で子どもたちが不安になり、再開した学校も楽しくないということで、不登校、ひきこもり相談は大幅に増えています。このほど発表された国の不登校問題行動調査の中で、最新データは

小中学校で19万6,127人という、過去最多というデータが出ましたが、これは中学生のおよそ24人に1人になります。ひきこもりはもう推計値は古いデータですが、100万人時代といわれ、精神科医の斎藤環さんは200万人という推計値を出しています。

8050問題。ひきこもっているご本人が50代になって、なかなか社会とコンタクトがとりづらい。家から出づらい。人とコミュニケーションをとれない。一方、親はもう80代で年金暮らし。まさか息子に自分の年金を持っていかれてしまうと思わなかったみたいな形で、どうしたらいいのだ。この子1人を置いて死ねないではないかという相談が増える時代になっています。

いじめは不登校の大きな原因の1つなのですが、これが今、大変深刻な問題となっていて、小1から中3までの義務教育9年間で、いじめが最も多く報告されている学年は、実は小学校2年生なのです。これ大変ショッキングな数字です。しかも今年の発表で、第2位が小学校1年生になりました。つまり我が国では、小学校入学までに大変ストレスをためていて、入学してから1、2年の間にいじめがピークを迎えるような社会になっています。

昨年、出生した子どもが84万人。日本が出生数のデータを取り始めた1899年以来、121年間で最も少ない、赤ちゃんが生まれてこない年になりました。それだけ子どもの数は減っているのに、子どもの自死が増え続けています。これは深刻な問題で、10歳から39歳まで我が国において死亡原因のトップが自死です。この小学校4年生からの30年間、脳卒中でも心筋梗塞でもがんでも交通事故でもなく、死亡原因のトップが自死であるという世界に例がない国となっています。

子どもの自死の急増は、せんだって私がNHKの夜7時のニュースと9時のニュースウォッチ9でお話をさせていただきましたけど、1年間に自死した児童生徒数は415人。過去最多というデータが出ました。平成22年から考えると2.7倍だと。文科省の発表だとこの数値になりますけれども、警察と毎年100人くらい数値がずれます。文科省は少なめに自死の数を発表しますが、明らかにこれは自ら命を絶ったでしょうという警察データですと、既に去年暫定値507人を出していますから、今年はさらに大幅に自死の数が増えると思います。

さきほど子どもは何歳までかという話がありましたが、子ども・若者といったときに難しいのですよね。青少年問題とかだと39歳ぐらいまでを青少年、若者の中に入れるという行政のデータもあります。35歳までとか、39歳までというのがあります。子どもというと、やはり18歳までが多く扱われているかと思いますが、10代、20代の若者の自死は3,000人を超え、1月平均でも275人が自ら命を絶つ。それが去年のデータになります。

感染対策として、人と人との接触を減らし、会話を減らさなければいけない。その一方で、自死対策としては孤立を防がなければいけない。この相反する対策の中で、実は女性と若者で命を絶っているのが非常に大きく増えていった。これが大きな問題になっています。

また子どもを取り巻く環境としての格差の拡大。ネグレクト状況に置かれて、ストレスをためているという子どもたちのうち、7人に1人が貧困だといわれます。その対極で、経済的には貧しくないのだけれども、少子化の中で過干渉の親によって子どもたちはストレスをためる社会になっています。

貧困でいうと、ここ数年で、炊飯器を持っていない子ども・若者に随分出会うようになりました。今、私たちの後任が川崎若者就労自立支援センターブリュッケという場所を受託していて、39歳までの生活保護受給のひきこもりの人の就労自立生活支援というのをやっているのですが、そこに来ている若者たち、実は炊飯器も鍋も窯も包丁もまな板も持っていないくて、おぎゃーと生まれたときから、家でごはんを作るという文化を持っていない子どもたちが、こんなにいるのだというのが分かつ

てきます。生活保護費で弁当とかカップラーメンを買って食べて、それをごみにして捨てているだけ。温かい炊きたてのごはんを食べるとか、同じ弁当にお金を使うなら、もうちょっとお肉とか、お魚を買って自分で味つけしたら量もいっぱい食べられるとか、そういう文化も持たないまま就学就労の意欲が湧かない若者たちというのが、厳然といます。

それから、1日1食の子どもたちが本当に増えていて、私たちが運営するようになったコミュニティスペース「えんくる」というフードパントリーの場所で最近出会ったお母さんは、2日間ごはんを食べていない。でも、子どもには何とか1日1食は食べさせています、と。コロナの中で仕事を奪われた家庭の中で、子どもがぎりぎりの食にありつけないという問題が出ていました。なので、安倍首相の一斉休校宣言が出たときは、大変危機感を覚えました。給食が止まってしまっているのか。これは深刻な問題でした。それから医療にかかれぬ子どもたち。夢パークに来て、ボールを貸してとか、ロッカーの鍵を貸してといいに来る子どもで、歯がないなという子どもは関係機関と連携をします。そうすると実は国民健康保険を持っていない子どもたち、医療にかかれていないのです。3万人以上いるといわれていますけれども、こういった子どもたちが風邪やインフルエンザは寝ていても治るけど、虫歯は寝ていても治らない。ここで子どものSOSを発見できます。

一方、過干渉の親。これくらいできて当たり前でしょう、何でこんなこともできないの。普通これくらいできるでしょう。正しさ、完璧を求め過ぎる家庭の中で、子どもたちが親に弱さを受け入れてもらえない。そんな家庭の子どもたちが怒りを蓄積させて、学校に行っていじめっ子になっている。小学校2年生がなぜピークになるのかという、やはり入学までにこれくらいの勉強ができなければ、これくらい字が書けなければ、これくらい計算できなければという早期教育全盛の中で、子どもたちがストレスをためているからです。

もう30年以上前から自己肯定感の低さというのが、我が国の大きな子どもたちの課題として顕在化しています。どこでも本音を出せない、児童精神科医が足りないほどメンタルな不調を訴える子どもたちが増えるようになりました。

令和元年度版の国際比較調査。自分自身に満足しているかという問いに「そう思うよ」と答えられた子ども・若者というのは10%しかない。諸外国に比べても自己肯定感が低い。ユニセフでは、昨年発表がありましたね。日本の子どもの幸福度調査の中で、精神的幸福度は38か国中37位だというショッキングな結果が出ました。精神的幸福度をどうやって計っているかという、例えばポジティブな側面として生活に満足していると答えた子どもの割合を出しています。既にこのポジティブな生活満足度で下から2番目だった。

ネガティブな側面での自殺率。これ実は高い自殺率を保っている。結果的にはいずれにしても精神的には幸福だと思えない。何で生活に満足していると答えた子どもの数が下から2番目なのか。ユニセフの報告書によれば、家庭内不和が指摘されていました。これはコロナ以前のデータですけど、コロナになってからさらに問題は深刻になっていて、私が座長を務めている高津区の子ども子育てネットワーク会議の中でも、コロナの中で夫婦げんかがものすごく急増している実態が見えてきました。リモートワークになって、夫・父親が家にいて、家事負担が増えた妻との間で諍いが起き、子どもは静かに家で黙っていなければいけない。あるいは3か月間学校が休みのときに、子どもが家でごろごろしているだけで父親による殴る蹴るが起きたりとか、様々な中で家庭内不和が起きました。警察が介入して、面前DVということで一時保護された子どもたちによって、市内の一時保護所が満杯になっているというショッキングなデータが出ています。

意見表明ができない。いじめられている学校に行きたくない。支えてくれる人、頼れる人がいないというデータが随分出ましたね。自宅で安心感が持てない。これに関して、子どもたちの話を聞いてみると、地域に遊び場がない。禁止ばかりでボールが使えないとか、やりたいことよりもやらなければならないことが優先されている。子どもの時間というのが削られて、時間に追われている。学校が面白くない。点数でばかり競争させられる。校則に縛られる。いまだに髪の毛の色はとか、靴下の色とか、ひどいことに下着の色まで男性の教員がチェックをするというばかげたことが学校現場で起きている自治体がまだあります。

そんな中で、内申書で生徒が管理される、友だちがつくりにくい、人の目が気になる、親や友だちに本音が言えない、希望・夢が持てない、大人がいきいき生きていない、人と比べられる、他人を軸として生きている、自分軸で生きられないことを語った若者たちがいました。自分を好きと言いづらい、自己肯定感が低い、親や教師からやりたいことへの規制が多い、親の理想を押し付けられる、自由がない、枠が決められている、敷かれたレールに乗らなければいけない、話を聞いてもらえない、子どもの意見が尊重されない、自分が社会で役に立つチャンスがない、先が見えない、物があふれて幸せを感じない、格差が広がっている。

今、置かれている子どもたちの状況の中で、今、川崎が取り組んできた取組を少し紹介させていただくと、98年から2年間に200回という行政会議上例がない会議と集会を開いて、とにかく権利条例を実現させようということで作りました。これ語ると長くなってしまうので割愛しますが、市議会満場一致でもっていったことがよかった。反対する議員、大人はいっぱいいました。ひどい議員になると、女と子どもに権利は要らないという暴言を吐いた議員なんかもありました。そんな中で、2年間対話を重ねて、子どもを権利の主体である1人の人間として尊重する。おぎゃーと生まれたその瞬間から、権利主体は未熟な大人ではない、赤ちゃんで生まれたときからもう既に権利の主体である1人の人間として尊重するということです。

この条例を作ったときに、子ども市民、大人市民という言葉を私たちは生みました。子どももこの社会を構成するパートナーとして、子ども市民と呼ぶことで、子どもの声をしっかりと届けよう。第27条に子どもの居場所という条文が入りました。子どもにはありのままの自分である。休息して自分を取り戻す。自由に遊びもしくは活動する。安心して人間関係を作り合うことができる場所（以下、「居場所という」）、これが大切だということを考慮し、市は居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。

今、私たちの社会が子ども・若者の人権を考える上で、この子ども・若者の居場所がこの自治体のどこにあるか、どういう形で存在するかというのが問われているかと思います。

夢パークは、条例の具現化を目指したので、子どもの声をしっかりと受け取って作ろうということで、子ども主体のワークショップを開きました。工場跡地を子どもたちと一緒に歩き、学校の体育館に集まって、この辺に木を植えよう。この辺土山にしよう。この辺池にしようというワークショップを繰り返し、287人の子どもたちの声を聞き、1,700人を超えるヒアリングをして、この夢パークづくりをしてきました。そして、この中に川崎市の政策課題として、不登校の子どもたちの居場所をつくるというのがありました。これを当時任意団体であった私たちに川崎市が委託を出しました。当事者の声を聞いてください。どんな施設を作ってほしいか。どんな施設が作られたら迷惑か。川崎市は条例を作る前に大きな痛手を受けています。不登校児童生徒の宿泊治療施設を立ち上げたときに、全国から反対運動が起きて潰された経緯が当時の教育委員会にありました。不登校児童生徒に宿泊さ

せて治療するとは何事だ。とんでもない人権侵害だということで潰されたわけで、私も抗議行動に行っていました。教育委員会は同じような失敗をしたくないということで、今度は当事者の声を聞いて創ろうということになりました。

夢パークは社会教育施設なので、青少年教育施設なのですね。なので教育委員会の生涯学習推進課が所管したのです。生涯学習推進課が所管する施設内に不登校の子どもたちの施設をつくるという、つまり社会教育の視点で作る不登校対策施設という日本でも画期的な取組だったわけです。そのとき、生涯学習推進課の副主幹がレジュメを切りました。「いつでも、どこでも、誰でも学べる学校教育以外での学習権の保障」、「学校教育にこだわらない生活からの学び」。こうすることで、学校教育部指導課と生涯学習推進課で相当もめました。私も委員の中にいたけど、フリースペースができ上がらないのではないかと危惧されました。学校教育部としては、1人でも早く学校に復帰させなさい。それ以外の政策は考えられないという中でもめたのですが、最終的に生涯学習の視点に立った、「無料で通える不登校児童生徒の学校外の居場所・学び場を創ろう」ということに収まりました。今の日本の国の政策を20年ぐらい先取りしていたかと思います。

条例づくりの中で課題が見えてきました。不登校児童生徒を対象とした教育支援センター。昔でいう適応指導教室ですけど、当時3か所しかなくて、現在6か所に増えています。当時川崎市内に1,300人の不登校の子どもたちがいたのですが、それに対して3か所のキャパは100名程度。つまり残り1,200人の行き場がないではないかというのが分かってきました。

それから、こういった公設公営の適応指導教室、いわゆる公設の不登校の子たちの居場所には、しょうがいの名前のついた子どもたち、診断名がある子たちを原則受け入れていないということが分かってきます。現在は発達しょうがい圏内の子は少し受け入れをしていることはありますが、それでも、例えば統合失調症や鬱病のような精神疾患の人、それから身体自立が難しいといわれてしまう身体にしょうがいのある人たちは、入口で門戸を閉ざされているわけですね。こういった人たちは学校に行けず、誰がどこでどういう支援が受けられないのかというのがそのままにされていたということで、誰でも来られる場所を作る必要があるのではないかとりました。

それから川崎で6年前に中1の不登校の子が、17歳、18歳の少年3人に殺されてしまう事件が起きたのですけれども、あの事件の背景を探っていても、茶髪、金髪だというだけで施設には受け入れてくれないのですね。ちょっとやんちゃ傾向のある子どもたちは、不登校になると公的機関は受け入れをしていない。高校年齢でもう支援が止まっている。民間のフリースクールに行けばいいかという、年間100万円くらいかかるので、とても払えない。そこで、これは行政課題だということで、公設民営の不登校施設を作ろうという形に舵を切りました。1万平米3,000坪の施設です。

やってみたいことに挑戦できる。禁止を持たない。子どもたちが小学校1,2年生をピークにストレスをためますよね。もし木に登りたいのだから登らせて、運悪く落ちてしまって骨折してしまったとしても、しょうがないじゃん。なぜなら俺がやりたかったのだもの。怪我と弁当、自分持ち。あんたのせいだといわないから、禁止にしないでね。そういった遊び場づくりをしてきました。

けがとか失敗を恐れて、挑戦しない子どもたちが増えました。安心して失敗できる環境を用意しよう。子どもたちは失敗からしか学ばない。そういう意味でいうと、とにかく挑戦できる環境。生きづらさを抱える若者たちと35年出会ってくると、「0・100」タイプという人が結構いるなと感じます。100の自分ではないと自分が許せない。それでは生きづらいです。できないことを、弱さを受け入れていけるような力、それが実は求められています。

教育機会確保法が平成28年に施行されました。これで今、全国の自治体に呼ばれるようになったのですが、今までは学校復帰一辺倒だった政策が、この法律ができたことで、何らかの学校以外の学びと育ちの場を準備していかなければいけないということで、各自治体で今、頭をひねっているところ です。

私たちは国のモデルの1つともなりました。「フリースペースえん」。これを私たちは大事にしてきた。毎日お昼御飯を作って食べる。この部屋の中に御飯を作って食べられる調理場を用意しました。冷蔵庫や食器棚があります。

1日に30、40食、30年間私たちはたまりば時代から入れると、ずっと毎日御飯を作ってきたのですが、こんなふうに卓袱台で学習している子がいるかと思うと、楽器の演奏をしていたり、ゲームをしていたり、絵を書いたり、物づくりをしたり、パソコンをやったり、本を読んだり、相談したり。ここに発達しょうがい、知的しょうがいの子はもちろん、統合失調症の人も何人もいます。鬱病の人も今日も来ていました。それから、車椅子で食事の介助が必要な人もいます。筋ジストロフィーの子や水頭症の子や、食事介助を必要とする人は介助の人も一緒になって、この中にいる。それがとても豊かな学びと育ちの場になります。

不登校児童生徒にとってみると、しょうがいがある方と一緒に、本当に人間というのはいろいろな人が多様にいるのだということに出会えると、子どもはみるみる元気になります。

それから、やんちゃな子どもたちの受入れをする。日本のフリースクールは平均月謝が3万3,000円といわれる時代、無料で通える。どんどん小学生年齢も増え、高校年齢が通えるようにするというのはとても意味があるのですね。それからしょうがいの手帳を持っているとか、診断名がついている人が約4割になります。約4割の人が何らかの診断名ないし手帳を所持しています。生活困窮家庭の人たちがいます。

何もしないということを保障する。支援のための目標とかを持っていなくて、居たいように居られる場所。これが大事なのです。弱さがさらけ出せる。正しくない、大して重要でもない、無駄な話ができる、仲間や空間があることが大事なのです。指導、指導と言ってかわいそうなあなたを助けてあげるみたいな支援の臭いがするところからは、若者たちは逃げていきます。

こういうことをこの間も孤立対策で呼ばれて、内閣官房孤独孤立対策フォーラムで、坂本大臣や丹羽文部科学副大臣、三原厚生労働副大臣の前でお話をしたところ、この安心できる居場所、孤立対策としての安心できる居場所をもうちょっと知りたいというご質問を受けました。

まず、自由に過ごせる場があって、選択できる講座も用意しているし、1人1人の子どもたちに合った学習支援というのも行っています。例えば筋ジストロフィーの子が車椅子から手が落ちてしまったときに、自分の力で手を上げることができません。通りがかりの小学生がその手を拾って、当たり前前に車椅子の上に戻してあげる。その中で子どもたちが一緒に育ち合います。お互い誰かが誰かを放っておかない関係づくり。これを基に昨年9月、東京都の総合教育会議に招かれました。私の目の前に小池都知事がいて、教育長、それから教育委員の方たちが並んでいました。

私がこの教育委員の皆さんに伝えたのは、教室にじっと座っていられないだけで困った子だと言われる。困った子ではなくて困っている子なのですよね。この子たちに向かって学校不適応児なんていうラベリングをする。それは1人1人の子どもにも適応できていない学校教育の課題ですよね。この写真に写っている子は、学校一の問題児。あまりの多動に打つ手がなしということで、学校に来ないでくれと言われた子でした。これは憲法違反ではないか。要するに闘えば裁判で勝てるのではないか

と思ったけれども、もうこの子は疲れ切っていました。非常に多動な子でしたけれども、じゃあ、この子の一番強いところを探そう、一番得意なところはどこだろうと光を当ててみたところ、スタッフのペンキ塗りの刷毛を奪って、いろいろなところにペンキを塗っているときに、生き生きしていることに気づきます。なんだ、そうか。じゃあ、好きなだけコップを集めてきて、ペンキを塗っていいよ。こうやってみたところ、ニコニコと情緒が安定しているのですね。大人たちも将来アーティストになるのではないか、面白いねと言ってもらいながら、結局ここからこの子は学校へ行くようになったのです。1人1人の背景、ニーズに合わせた多様な学びと育ちを保障していく。これが今、求められているのだと思います。

義務教育が終了した後の支援体制が非常に不足しています。小中学校で何とか不登校の子を高校に入れる。でも、そこで支援がおしまいになって、やっと高校に入っても、また中退してしまう。また不登校になってしまうというのが10万人ぐらいいるわけですね。ここに制度のはざまがあります。高校中退、孤立対策ということで、内閣官房に呼ばれたわけですがけれども、今、小中学生の1人親とか生活困窮世帯への学習支援が各自治体に広がりましたが、これを高校年齢まで拡充して、公立の通信制高校、定時制に通う子どもたちのサポートが求められていると思います。

15歳から20歳までの若者は、制度のはざまの中ですっぽりと支援が削られています。高校に行かないで就労していないと、つながりが断たれてしまいます。居場所もないし、支援も届かないのですね。若者の孤立を防ぐには、不登校を経験した子ども・若者が義務教育終了後もつながりが切られないような包括的な支援体制の整備拡充が求められていると思います。

子どもはなかなか助けてを言葉にできない生き物だということを自治体の研修なんかでお伝えしています。子どもは言葉にしづらい。子どもの相談というのは待っていてもやって来ない。相談機関に来てくれない。だから地域にこういった遊び場を作ったり、子ども食堂を作ったり、フリースペースを作ったりする中で、この子お腹すかせているな、何日も同じ服を着ているな、家に帰りがらないなという子どものSOSを私たち大人がキャッチできる環境というのが、子ども・若者のいじめとか、虐待から子どもを守るときに大切なことです。私はスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーを国立市でもやっていますけれども、スクールソーシャルワークというのは、学校の依頼がなくても独自にSOSをキャッチして、むしろこの家庭に何らかの支援が必要だという、そんな動きができるような活用を考えていく必要があるのではないかな。

それから、社会福祉協議会がコミュニティソーシャルワーカーを置いていますけれども、こういったものを活用しないと、子どものSOSはキャッチし切れないのではないかな。複合的な問題を合わせ持つ生活困窮家庭の中で生きづらさを抱えた子どもたちがたくさんいます。今、1日1食で過ごしている子どもたちに対して、私たちNPOが助成金をとって、大型冷凍冷蔵庫を買って、夢パークの中にも川崎市にお願いして置かせてもらって、ここから食品をいろいろなところに届けるとか、大企業から送られて来るものを受け止めています。この間も東京都の給食が1週間延びたことで放出された1トン近い鶏肉を、私たち500キロ頂いて、ここで冷凍して、食べるのに困っている人のところへ届けました。コロナとともに生きるという中で様々な不安を抱えています。居場所の確保が社会的な課題になります。

こんな社会だからこそ、「よそんち」と「じぶんち」の垣根を少しばかり低くしてみる。「ただいま」「おかえり」と言って、食卓を囲んで一緒に夕食を食べられる。場合によってはお風呂も入れるような、そんな空き家を使った事業みたいなものが求められていると思います。地域のおっちゃん、

おばちゃん、じいちゃん、ばあちゃん、兄ちゃん、姉ちゃん。いろいろな人が緊急時はシェルターがわりに泊まることもできるような敷居の低い、一時的に緊急避難ができるようなみんなの家を作っていく。これも施策上進めていきたい課題です。

私たちが開設したフードパントリー。コミュニティスペース「えんくる」というところで、来たらすぐに米でも何でも自由に持って帰れる場所にしています。「えんくる食堂」という、多世代型子ども食堂を毎月3回開いていて、月、水、金は午後2時半から5時半まで、子ども喫茶という無料でジュースを飲みに来てお菓子も1個無料で食べられるのをやることで、子どもたちのSOSをキャッチしています。ここにヤングケアラーと呼ばれるような子どもが食材を取りに来るようになりました。社会全体の問題として、孤立させない、助けてと言える社会を作る。迷惑をかけ合ってお互い様。「排除」ではなく「一緒に生きていこう」。こんな取組をしていけたらということで、子ども・若者の人権に関わる現状課題と取組についてお話させていただきました。

【炭谷会長】 西野さん、ありがとうございます。大変分かりやすく、長年のご経験に基づいていらっしゃると思いますので、大変説得力があったと思います。

それでは、自由にご意見、ご質問をしていただければと思います。

【大島委員】 ありがとうございます。炊飯器を持っていない家庭があるとのことでしたが、今、ベストセラーになっている本で『ケーキを切れない非行少年たち』という本があるのですが、こういう特徴的なことが実はあるのだなというのを思いました。

もう1つ、虫歯だらけの子ども。少年院なんかに入っている子どもはほぼ100%そういう状況だと思うのです。これは突き詰めていくと、保護者や家庭の責任ということがクローズアップされるのですが、そこに行き着くと大体ブラックボックスになって、どうしようもなくなってくるのですよね。結局、子どもの問題というのは、どう大人を変えていくかという問題に突き当たると思うのですが、その辺はどのようにされているのでしょうか。

【西野氏】 ありがとうございます。おっしゃるとおり、親を支えないと、これはもうどうすることもできない。子どもの自死もどんなに居場所の中で子どもたちに大丈夫だ、生まれてただけでオーケーだからね、生きているだけで奇跡なのだからねと、子どもの命に寄り添っても、家に帰ったら「おまえ何なんだよ。おまえなんか生まなきゃよかった」とか、存在を否定するようなことを言われていく中で、子どもの命を救えなかった事案というのが今まで何件もあります。

やはり今、おっしゃるとおり、命、存在を否定するようなまなざしを持った親を支える中で、その親自身も自分を否定されてきたり、暴力を受けてきたりしていることも分かってきます。なので、親の相談会や日常的な相談受付、親の会議の3種類をやっています。それから個別にいつでも相談できる仕組みも作っています。

基本的には親を支えるしかない。でも、親も例えば鬱病だったりとか、子どもをしっかりと育てたいと思っても、もうどうすることもできないところに追い詰められているケースもあります。親御さんにしょうがいがある場合もあります。

ですから、結局は子どもというのは、その家庭の自己責任にするのではなく、やはり社会で育て合うのだということが大きく求められていて、サードプレイスと呼ばれるような第三の場所を作り、第三の大人の出番もあると感じています。私は自宅で里親型のグループホームもやってきました。親が虐待して育てられない子どもたちが実子の子どもと一緒に家で育つという場をやってきましたけど、やはり地域社会の課題としては、里親も増やしていく。日本というのはなかなか里親が増えないので

すね。施設入所型が先行しますけど、家庭の中で温かい関係で、もう1回愛着関係を取り戻して育ていけるような場を増やしていくということも必要だと思っています。なので、親が愚痴をこぼしながら、おかあちゃんも大変、とうちゃんも大変だねと言いながら子どもを支えられる仕組みを作るために親の居場所も必要になっていると思います。

【大島委員】 実は昨日、国立市で人権に関わる作文の表彰式と社会を明るくする運動の表彰式をやったのですが、その中で中学生は、世の中は優しくないと発表している。それから高校生は、やはりお金がないから犯罪が起こるのだということを言っているのですよね。子どもの問題に関わっていくと、どうしても家庭や大人の問題、それをなかなか解決しにくいとなると、やはり社会がどう関わっていくか、その問題がいまいち解けないというのが、今の思いなのです。

【西野氏】 この夢パークに、中学生がバイクで突っ込んできて、1周400メートルの周回道路を走り抜けようとしたときに、当然所長としてとうせんぼして、エンジンを切りなど。この先には幼児も歩いているのだから、君がそこでひいてしまったら、それで終わりだ。あの子の人生も君の人生も終わりになるから、バイク切って降りなと言ったら、絶対降りないのです。「うるせえな、てめえぶっ殺すぞ、このやろう」と言って、唾をぺっぺっぺ吐いて。「てめえ、ひかれないのか、このやろう、殺すぞ」と息巻いていて、とうとう残念ながら取っ組み合いになってしまったことがあったのです。そのときに、「おまえ、何でこんなに怒っているの」と、「何をいらいらしているわけ」「腹でも空かしているのではないの」と言ったら、そのときだけ初めて答えてくれたのが、「当たり前じゃねえか」と。「何だ腹空かしていたのか」というので、受付で110番しようか固まっている職員に「何か食うものないか」と言ったら、「昨日もらったチョコレートならありますよ」というから持ってきてもらって、包装紙をぱっと開いたら、個包装のチョコレートが散らばって、そうしたら僕の胸ぐらをつかんでいた中学生が手を離して、チョコレートを拾って食べたのですよね。

本当にそんなことがあるのです。「おまえ、そんなに腹空かしているなら、あしたから毎日飯食いに来い」と言って、その子との付き合いが始まりました。1回少年院も行ってしまったけど、少年院の面接に僕も行って、結局、今、大型トラックの運転手で子どもを育てています。問題行動の背景には、今、おっしゃったように、食うものがないとか、家で全く面倒見てもらっていない子たち、社会の中で人から温かく愛された愛着関係を持てないで生きてきた子どもたちを支えるというのは、地域社会がまちで育てるという仕組みを作らない限り難しいなというのをすごく感じています。

【炭谷会長】 ありがとうございます。私から1つだけ。30年の間、子どもの状況というのは大きく変わっていると思うのですね。どういう変化を感じていらっしゃいますか。

【西野氏】 生き物としての子どもはそんなに変わっていないはずなのです。明らかに社会が劇的に変わっていますよね。これだけパソコンが普及し、スマホが普及し、瞬時に海外ともリアルタイムでZOOM会議ができたり、顔を見ながら話せたり。子どもの生活を取り巻く環境がすごく変わった経緯はありますよね。その中で子どもを対象とした経済活動が盛んになって、消費者としての子どもというのが増えていく中で、生産者になって物を作り出すとかというよりは、子どもをその気にさせて、お金を大人たちが稼ぐような社会になってきてしまった。そんな中で、子どもを取り巻く環境としては、より早く、よりよく、人を蹴落としてでも優位な学校に行っていきたいポジションに就くようにというのが求められる競争社会の中で、子どもは子どもの時間をゆっくりと過ごすことができない社会になってしまっていますよね。

だから子どもが変わったかというところではなくて、劇的に社会が変わった。大人たちがそういう

社会を作ってきたと感じています。だからこそ、子どもの声をちゃんと聞くことを1回本気でやらないといけません。そのときに、先ほど三井さんからもお話があったけど、どんな立ち位置にいるしょうがいのある子も、どんな国籍の人も、やはりサポートを受けながら、その人の声をちゃんと拾える社会のシステムを作り出すこと。コロナの中でも子どもたちは、びっくりするほど建設的な話もしてくれているのですよね。大人たちが思考停止したときに、子どもは前向きに社会をどうしていったらいいかということを語ってくれたり、動いたりするのです。やはり子どもの力を信じられるまちをどう作れるかということが問われている。

一度、子ども市民である子ども、社会を構成するパートナーとして子どもの声を聞いて、それを大人たちが本気で政策の中に取り組みもうとすることをやらないと難しいと思います。

【炭谷会長】 どうもありがとうございます。それでは神田委員。

【神田委員】 声を拾うというお話が今、何度かありました。子ども基本条例を作る際に、子どもの意見を聞くという手続が重要だということもありました。

子どもの声を聞かなければいけないのだろうなというのは分かるのですが、今、スライドの中に、子どもはSOSを自分で発しないというお話もありました。そうすると、自分から発しないSOSを拾うという、2つの矛盾するお話なのではないかなと思ったのですが、この辺はどうでしょう。

【西野氏】 そうですね。だから声を拾うというのがいかに難しいかですよね。私たち大人がトレーニングされてないというか、聞きたいように聞き出そうとする。

だから子ども参加を考えると、大人は効率よく子どもがしゃべったことにして、聞き出したい言葉を言わせるのですよね。だけど、子どもはどうでもいい話から始まって、無駄な話をしている間にぼろっと本音が出てくる。そこを聞き取れる力を私たち大人がスキルとして持たないといけません。日本の子ども参加がうまくいかないのは、評価の仕組みの中にいるからです。「何さんの発言はいいと思います」、「いいと思った人、拍手」とかね。頑張ったからみんなで拍手とか、その発言することが何か評価につながるという発想です。それより、自分の気持ちがすげえむかついた、すげえ嫌だった、超感動したといった、リアルタイムの今の気持ちを言葉にしているのだよと。ちっちゃい頃からいっぱい五感を使って遊びながら、センス・オブ・ワンダーと出会いながら、自然体験を通して、自分が心に感じた気持ちを言葉化するということを大人たちがしっかりと聞き取れる、そういう大人になって行かない限り、やはり大人に都合のいい言葉しか拾えない。ここがやはり一番求められているところだと思いますね。

【神田委員】 ありがとうございます。そうすると、この目標なりを作るときに、意見聴取をするという制度を作ったとしても、子どもにヒアリングしましたよという形式を作るためのシステムでは駄目だということですよ。

【西野氏】 そうですね。だからできるだけ子どもが自由に語れる場にする。どうでもいいことをいっぱい語っていいのだよと。本当にしょうもない話もするでしょう。子ども参加をしっかりとやると、めちゃくちゃ時間と労力がかかります。「いやいやそうではなくてさ、もうちょっと建設的にまとめて言ってくれない」とかではしゃべれない。子どもの声を拾うときに、上から目線の大人がいたら、しゃべってくれないですよ。

今、「すげえ面白い、今、言ったこと。もうちょっと聞かせて」と言って、わくわくしながら聞いてくれる大人の前では、ぼろぼろしゃべります。すごく子どもはしゃべりますよね。そこまでもってきてから子どもの声を拾う。それから僕ら子ども権利条例を作るときに、子ども委員と大人委員の条

例の委員会で、子ども委員は2倍にしたのですよ、数を。圧倒的に大人が多い中で、子どもに「さあ、しゃべってください」なんて言ってもしゃべれない。だから小さいワーキンググループでは、大人が10人いるなら、子どもは20人参加できる仕組みにしました。子どものほうが数多いぜと思えるような環境で子どもの声を拾わないと、子どもは萎縮してしゃべれないです。そういう意識とか配慮が必要だと思います。

【神田委員】 ありがとうございます。

【炭谷会長】 ほかに何かございませんでしょうか。それでは、ちょうど予定した時間が来たようでございます。西野さん、本当にどうもありがとうございました。私自身非常に感銘を受けて、ここまでやっていらっしゃる人がいらっしゃるというのを聞きまして、大変勉強になりました。

それでは、11月から始まっている市の人権月間について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 この11月から来年1月いっぱいにかけて、くにたち人権月間2021ということでイベントを開催しております。このたびチラシの第1弾ができました。11月はダブルリボンキャンペーンということで、旧国立駅舎などを使って展示が既に行われております。12月が本格的に人権の個々のイベントが始まることとなりますけれども、この後1月も続々とイベントが開催されますので、そちらは第2弾のチラシとして、皆様に配付いたしたいと思います。

12月6日がオープニングイベントということで、6日の夕方6時から8時半までという日程です。セレモニーの中では三井委員のところの「ワンステップかたつむり国立」の皆さんのダンスですとか、呂委員のオモニコーラスグループによる歌の披露などがございます。また、部落解放同盟国立支部の方からのアピールも予定しております。ぜひ委員の皆様にもご参加いただければと思いますので、参加される方は事務局までご連絡ください。

12月の審議会で後半の企画が載ったチラシも改めて配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【炭谷会長】 ありがとうございます。それでは、他に事務局から説明があるのでお願いいたします。

【事務局】 1点、今の資料は一般市民の方等々に向けてのイベントですが、実は市内の小学校で11月の末に三井委員が小学6年生の授業の中で、これまでの経験や生き立ちのこと、そして人権に対して考えていることを授業の中でお話するという場がございます。また、改めてその点についてもご報告できればと思います。

【事務局】 引き続き事務局からです。今回は、半分の時間で「ハラスメント」をテーマにしてお話を頂きます。発表者は弁護士の中澤さゆり先生にお越しいただく予定です。それから初めに皆さんにご意見を頂きましたけれども、「様々な人権課題」の中の「刑を終えて出所した人」というテーマで、事務局で準備を進めたいと思います。

【炭谷会長】 それでは、今回は11月29日午後4時から、国立市役所の3階の会議室で予定しております。それでは、本日の審議会は以上でございます。どうもありがとうございました。

— 了 —